

インフルエンザ罹患申出書

和歌山県立紀北農芸高等学校長 様

この度、医療機関を受診し、インフルエンザに感染しているとの診断を受けました。
医師の指示に従い、定められた期間療養し、症状が回復したので下記のとおり申し
出いたします。

記

年 組 番 氏名 _____

診 断 名 インフルエンザ () 型

診 断 日 令和 年 月 日

医療機関名 _____

療 養 期 間 (医師から療養するよう指示を受けた期間)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和 年 月 日から登校します

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ (印)

- * 医療機関受診を証明する書類 (処方薬の説明書等) の写しを添付してください。
- *療養期間を経て学校へ登校する際、ご家庭で必ず検温し、登校後、保健室へ報告してください。
- *インフルエンザの出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とされています。【学校保健安全法施行規則第19条】
- *「発症」とは病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状 (38℃以上の発熱等) が始まった日です。わかりにくい場合は、受診時に医師に相談・確認してください。

《参考資料》

インフルエンザ出席停止期間「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とは、最低でも「発症した後5日を経過」するまでは出席停止ということです。

加えて、解熱した日によって出席停止期間は延長することがあります。(発症後、4日目以降に解熱した場合は、出席停止期間が5日を超えてきます。)

熱が下がらない等、気になる症状が続く場合は、再度受診してください。

〈最低基準〉 発症した後 5日を経過	発症日						発症後 5日を経過した後		
	発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に 解熱した場合	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
出席停止	→								
発症後2日目に 解熱した場合	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校 可能		
出席停止	→								
発症後3日目に 解熱した場合	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
出席停止	→								
発症後4日目に 解熱した場合	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
出席停止	→								
発症後5日目に 解熱した場合	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能
出席停止	→								

※その後は、解熱した日によって出席停止日が順次、延期されていきます。 →